

青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、青谷上寺地遺跡を利活用して行う地域づくりや賑わい創出の活動を通して、遺跡の協働管理を推進するとともに地域活力の向上を図ることを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、スーパーボランティア支援事業実施要領（平成24年4月6日付第201100206438号鳥取県教育長通知）に基づいて、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を行うスーパーボランティアに対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表の第2欄に掲げる活動内容ごとに同表の第3欄に掲げる算定方法及び対象経費により算定した額（仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。ただし、同表の第4欄に定める額を限度とする。

3 スーパーボランティアは、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、地域振興部文化財課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 スーパーボランティアは、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変

更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増を伴う変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 スーパーボランティアは、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 スーパーボランティアは、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑 則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する

この要綱の一部改正は平成24年6月28日から施行する。

この要綱の一部改正は平成25年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 交付事業	2 活動内容	3 算定方法及び対象経費	4 交付限度額
スーパーボランティア活動	植栽以外の遺跡の草刈り及び清掃	定められた範囲のうち活動が必要な面積1平方メートル当たり40円	
	植栽管理	定められた範囲のうち活動が必要な面積1平方メートル当たり上限500円まで	
	現地活動等	事業を実施するために必要と県が認める経費。 なお、団体の運営に係る経常費、人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。 また、遺跡内で簡易な工作物（看板等）を設置する場合は、様式第1号に記載すること。	上限5万円／回

様式第1号（第4条関係、第7条関係）

年度 青谷上寺地遺跡スーパーボランティア活動計画（報告）書

1 遺跡を利活用した活動

実施日	活動の内容	参加者数	遺跡の維持管理内容

（注）活動報告書には、活動状況が確認できる書類（写真等）を添付すること。

2 簡易な工作物の設置

設置の有無	有 り ・ 無 し
設置期間	
場 所	
内 容	

- （注） 1 活動計画書には、事業内容が分かる図面等を添付すること。
2 活動報告書には、事業内容が分かる写真等を添付すること。
3 掘削や盛土、工作物の設置など地下遺構に影響を与えるような工事を行う場合は、現状変更申請が必要となります。

3 他の補助金の活用の有無等

（1）他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）当該補助金の内容

補助金名	補助金の事業内容	所管部署または団体名	連絡先

※（1）で「有」に○をした場合のみ記載すること。

様式第2号（第4条関係、第7条関係）

年度 青谷上寺地遺跡スーパーボランティア活動収支計画（報告）書

1 収入

（単位：円）

収入の内容	予定（実績）額	備考
本交付金		
県補助額		
市町村補助額		
その他の補助金額		
自己資金額		
合 計		

2 支出

（単位：円）

支出の内容	予定（実績）額	備考
合 計		

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

鳥取県知事

印

年度青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金交付決定通知書

年 月 日付の申請書で申請のあった青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規程に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規程により通知します。

記

1 交付事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

交付金の額の確定は、青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱（平成24年4月6日付第201100206438号鳥取県教育長通知。以下「要綱」という。）第7条による実績報告の内容を審査した上で行う。

4 交付規程の遵守等

交付事業の実施に当たっては、規則、青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業実施要領（平成24年4月6日付第201100206438号鳥取県教育長通知）及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事（氏名）様

（職氏名）印

年度青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金仕入控除税額確定報告書

年月日付第号により交付決定の通知のあった青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の交付金の額の確定額 金 円
（平成 年 月 日付第号による額の確定通知額）
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2） 金 円

（注）参考となる資料を添付すること。